

河川等改造工事承認申請の要領

1 申請が必要な場合

- (1) 河川等の構造物を改修しようとする場合。
- (2) 河川等の泥上敷等に草止めコンクリートを布設しようとする場合。
- (3) 宅地の雨水排水管等を接続しようとする場合。
- (4) その他河川等の施設を改築し、又は修繕しようとする場合。

2 申請書類

河川等改造工事承認申請書に次に掲げる図書を添えて、河川管理課へ提出するものとする。

(1) 位置図

縮尺は、申請箇所を表示するのに適当なものとし、周辺の地形及び方位を略記し、かつ、建物、道路、その他主要な物件を記入した図面に当該申請箇所を表示したものとする。

(2) 公図の写し

法務局備付けの公図等から当該申請箇所及びその隣接する土地のすべてを含む広い範囲を正確に転写したものに、次に掲げる事項を記入押印したものとする。

ア 字名及び地番

イ 当該公図の所在する法務局名

ウ 方位、縮尺が表示されている場合には、方位、縮尺

エ 当該公図の転写年月日及び転写者の資格（職）氏名

(3) 実測平面図

縮尺は、250分の1から500分の1までの間で現況を表示するのに適当なものとし、当該申請箇所並びにその周辺の地形及び地上物件を表示した現況図と施工予定を表した平図とする。

(4) 縦横断図

縮尺は、50分の1から100分の1までの間で現況を表示するのに適当なものとし、現況図と施工予定を表したものとする。

(5) 求積図

(6) 施工詳細図

施工箇所の平面図、断面図、側面図等で施工の詳細がわかるもの。

(7) 利害関係人の意見書

(8) 損害賠償責任負担書

(9) 帰属承諾書

(10) 現況写真

(11) その他市長が必要と認めるもの

ア 他の法令に基づく許認可を必要とする場合は、これらの処分を受けていることを示す書面

イ その他必要書類

3 申請書の提出部数

2部提出。正本及び副本それぞれに必要な書類を添付すること（副本については写し可）。